

寄附金等取扱規程

（目的）

第1条 この規程は、公益財団法人とっとりコミュニティ財団（以下「この法人」という。）が受け入れる寄附金等の取扱に関し必要な事項を定め、その適正な運用に資することを目的とする。

（寄附金等の種類）

第2条 この法人が受け入れる寄附金等の種類は、次のとおりとする。

- （1）一般寄附金 寄附者が用途を特定せずに寄附した寄附金
- （2）特定寄附金 用途があらかじめ特定された次に掲げる2種類の寄附金
 - ア 用途特定寄附金
 - イ 募集特定寄附金

寄附者が寄附の申込に当たり、あらかじめ用途を特定するもの
この法人が募集に当たり、あらかじめ用途を特定するもので、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、資金用途及びその他必要な事項を説明した書面（以下「募金目論見書」という。）をもって理事会の承認を得たうえで募集するもの

- （3）特別寄附金 前各号のほか、個人又は団体から受領する寄附金

2 この規程における寄附金等には、金銭のほか金銭以外の財産権を含む。

（寄附金等の取扱）

第3条 一般寄附金については、50%を公益目的事業費に、50%を管理費に使用するものとする。ただし、管理費に充当すべき金額について管理費に充ててなお残余があるときは公益目的事業費に充当することも可能とする。

2 用途特定寄附金については、適正な管理費を除いた全額を、寄附者が特定した事業に使用するものとする。

3 募集特定寄附金については、適正な募集経費を除いた残額の総額を、募金目論見書に従い使用する。この場合、適正な募集経費は、募集総額の30%以下でなければならない。

（募金目論見書の交付等）

第4条 募集特定寄附金を募集するときは、募金目論見書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。

2 前項にかかわらず、この法人のWEBサイトにおいて募金目論見書を公開し、これに賛同して寄附した者には事後に交付することができる。

（寄附金の募集）

第5条 寄附金等の募集においては、以下を厳守する。

- （1）粗野な言動や不快を与えるような寄附金等の募集は行わないこと

- (2) 寄附の目的及び使途について誤解を与えるような行為を行わないこと
- (3) 寄附の勧誘を受けた者や、寄附者の利益を不当に害するような行為を行わないこと

(受入基準)

第6条 この法人は、寄附金等が次の各号のいずれかに該当するときは、その寄附金を受け入れることができない。

- (1) 寄附金等の受入において、次に掲げる条件等が附されているとき
 - ア 寄附者に寄附の対価として何らかの利益または便宜を供与すること
 - イ 寄附者が寄附の経理について監査を行うこと
 - ウ 寄附後に寄附者が寄附の全部又は一部を取り消すことができること
 - エ 寄附された寄附金等を寄附者に無償で譲渡または使用させること
 - オ その他、代表理事がこの法人の運営上支障があると認める条件
- (2) 寄附金等を受け入れることにより、この法人の業務、財政又は名誉に負担又は支障が生じると認められるとき若しくは寄附金等が定款に定めるこの法人の目的の達成に資するものでないと判断されるとき

(申込の受付)

第7条 寄附金等の申込は、次に掲げる事項を記載した寄附申込書にて、書面又は電磁的方法により受け付けるものとする。

- (1) 寄附者の氏名又は団体等の名称及び代表者氏名
 - (2) 住所又は主たる事務所の所在地
 - (3) 寄附金額
 - (4) 寄附金の使途
 - (5) その他参考となる事項
- 2 前項により申込を受付したときは、前条の基準に該当しないこと確認した上で、寄附金等の受入を行う。
- 3 寄附金等の受入が決定したときは、寄附者に対しその旨を通知するとともに必要な書類を送付する。

(受領書等の送付)

第8条 寄附金等を受領したときは、遅滞なく受領書を寄附者に送付するものとする。

- 2 前項の受領書には、この法人の事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(募金に係る結果の報告)

第9条 募集特定寄附金の募集期間が終了したときは、速やかに寄附金総額、使途予定その他必要な事項を記載する報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、この法人のWEBサイト上の公開に代えることができる。

- 2 募集特定寄附金の支出が完了したときは、当該寄附金の収支に係る収支決算書及

び当該支出による効果等を記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、この法人のWEBサイト上の公開に代えることができる。

(その他)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、2025年5月23日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、2025年6月5日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、2025年12月1日より施行する。